

すの必要は却て小工場に於て之を見ることが稀なり
とせば、従つて適用工場全部に互りて之が制定を以
てしむるを可とするか如しと雖も職工十五人未満
の工場は今次新に工場法の適用を受くるものにして
種々の困難なる事情を存すべきを以て就業規則制定
強制の範圍も現行法適用工場に止むるを可と認む

第十二項 労働者募集取締令に關する修正意見

書

第四に、大正十三年四月十四日には「労働者募集取締
令案に對する修正意見」を提出した。大正十三年三月二
十五日社會局は「職工共の他の労働者の募集に關する現
行府縣令を統一し、手續の簡略と取締の周到を期する為

に労働者募集取締令案を提示して其の意見を求めさせた
ので、本會は四月十四日次の如き四ヶ條より成る修正意
見書を提出した。

労働者募集取締令案に對する修正意見（要旨）

一、本令適用の範圍を漁場、漁夫及船舶乗組員に擴張す
ること（諮問案第二條）

二、募集従事者の資格を制限し労働者募集に關し特に弊
害ありと認めべき者に對しては許可を與へざること

（諮問案第四條）

三、募集従事者に對する禁止行為中に左の二事項を加ふ
ること

（一）同時に二人以上の募集主の爲に募集をなすこと